

重要事項説明書

企業理念

《集う一人ひとりが、信じ、信じ合える企業でありたい》

地域に根ざした保育園。また、利用者の視点を忘れない保育園運営を行って参ります。

保育理念

《子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う》

《家庭や地域社会と連携し、子どもを真ん中に共に育て育ち合える保育園であり続ける》

乳幼児期の育ちを考える時、どんな大人になってほしいのかということをしかりと見据えて保育しなければならないと考えます。将来自分で考え、行動しながら、自分の人生を切り開いていってほしいと願っております。

温かい居心地の良い環境の中で、一人一人の子どもが、大切にされていると実感し、自己を十分に発揮しながら主体的に遊び、生活できる保育園でありたいと思います。

保育目標

健やかにのびのびと育つ子ども

自分も他者も大切にできる子ども

主体的なあそびや体験を通して、自分で考え行動できる子ども

感性や表現力の豊かな子ども

保育方針

1. 子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、一人一人の思いや願いを受け止め共感する
 - ・子どもの発達を理解し、一人一人の発達に応じて保育をする。
 - ・子どもの多様な感情を受け止め、行動の意味を理解し、愛情豊かに対応する。
2. 生活リズムを大切に、健やかな心と体を育て、自ら健康で安全な生活を作り出す力を養う
 - ・体を動かす機会を十分に確保し、自ら体を動かそうとする意欲を育てる。

- ・食育を通して子ども自ら体験をし、自然の恵みとしての食材や食の循環・環境への意識、感謝の気持ちが育つように、食に関わる保育環境を整える。

- ・和やかな雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への興味や関心をもったりするなどし、食の大切さに気づき、進んで食べようとする気持ちが育つようにする。

3. 子どもが主体的、意欲的にかかわれるような環境を構成し、子ども相互のかかわりを大切にする

- ・集団生活の中で、子どもが自己を発揮し、保育者や他の子どもに認められる体験をし、自分の良さや特徴に気づき、自信をもって行動できるようにする。

- ・子ども自ら周囲に働きかけることにより多様な感情を体験し、試行錯誤しながら諦めずにやり遂げることの達成感や、前向きな見通しをもって自分の力で行うことの充実感を味わうことができるよう行動を見守りながら適切な援助を行う。

- ・友だちの様々な考えに触れる機会を作り、自分と異なる考えがあることに気づき、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにできるようにする。

4. 生命、自然及び様々な環境への探究心や好奇心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培う

- ・自然の大きさ、美しさ、不思議さなどに直接触れる体験を通して、子どもの心が安らぎ、豊かな感情、好奇心、探求心、思考力の基礎が培われるよう、自然とのかかわりを深める工夫をする。

- ・身近な動植物と触れ合う中で、生命の不思議さや尊さに気づき、動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることをもち、大切にされるようにする。

- ・遊びの中で周囲の環境と関わり、好奇心を抱き、その意味や操作の仕方に関心をもち、物事の法則性に気づき、自分なりに考えることができるようになる過程を大切にする。

5. 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を養い、創造性の芽生えを育む

- ・身近な環境と十分にかかわる中で美しいもの、心を動かす出来事などに会い、そこから得た感動を他の子どもや保育者と共有し、様々な表現することなどを通して豊かな感性を養う。

- ・絵本や物語などで、その内容と自分の経験とを結びつけたり、創造をめぐらせたりするなど、楽しみを十分に味わうことによって次第に豊かなイメージをもち、言葉に対する感覚も養われるようにする。

- ・言葉の響きやリズム、新しい言葉や表現などに触れ、これらを使う楽しさを味わえるようにする。

(事業者の概要)

事業者の名称	有限会社 COCO
代表者氏名	代表取締役 宮澤康樹
法人の所在地	東京都小平市花小金井南町 2-1-34-II-102
定款の目的に定めた事業	保育所の運営等

(保育園の概要)

名称	ドリームキッズにし池袋保育園
所在地	東京都豊島区西池袋五丁目 17 番 11 号 1 階
事業類型	小規模保育事業 A 型
認可年月日	平成 28 年 4 月 1 日
電話番号・FAX 番号	TEL 03-6907-3998 FAX 03-6907-3996
事業者・代表者	有限会社 COCO 代表取締役 宮澤康樹
施設長（園長）氏名	（保育士） 西迫 純
入園定員（申込み状況により定員変動有り）	定員 19 名（0 歳児 4 名、1 歳児 7 名、2 歳児 8 名）
職員数	10 名（施設長除く）
※入園定員、職員数に変更があった場合、都度園に掲示しお知らせ致します。	
開園時間	7 時 15 分～19 時 15 分
休 日	土曜・日曜・祝日・年末年始
取り扱う保育事業の種類	月極保育標準時間（7 時 15 分～18 時 15 分の 11 時間/日） 月極保育短時間（8 時 30 分～16 時 30 分の 8 時間/日） 延長保育（開園時間内のご利用）

(施設・設備の概要)

住 所：東京都豊島区西池袋 5-17-11 ルート西池袋ビル 1 階
構 造：鉄筋コンクリート造 9 階建 1 階
面 積：143.18 m²

<部屋>

1. 乳児室	37.08 m ²
2. 保育室 2 ほふく室	22.00 m ²
3. 調理室	13.03 m ²
4. トイレ (園児用)	2.97 m ²
5. 職員トイレ	1.33 m ²
6. 医務室	事務室兼用
7. 調乳室 (オープンタイプ)	0.92 m ²
8. 沐浴室 (兼みんなのトイレ)	4.95 m ²
9. 事務室 (兼医務室・保育士室)	13.75 m ²
10. 保育士室	事務室兼用
11. ロッカー・収納	8.00 m ²
12. 倉庫	1.03 m ²
13. 勝手口 (ユーティリティ)	3.72 m ²
14. その他 (玄関ほか)	10.47 m ²

<設備等>

1. エアコン	5
2. 非常口 (2方向避難可能)	1
3. 幼児用便器	3
4. みんなのトイレ兼汚物流し	1
5. 沐浴設備	1
6. 職員用トイレ	1
7. 保育室内児童用手洗所	2
8. 調乳設備	1
9. 洗濯機置き場	1
10. 医務室用ベッド	1
11. 玄関 (風除室)	1
12. 午睡用ベッド収納庫 (事務室下)	1
代替遊技場：池袋三丁目児童遊園 (663.91 m ²) 豊島区池袋 3-22-13 (園より約 350m)	

(安全設備) 防犯対策としてカメラ付きインターフォン・非常警報装置・学校 110 番設置等による安全対策を講じます。

(職員体制) 当保育園の職員は下記のとおり在籍しております。毎日の実際の人数は、「毎月の勤務割り表」に基づいて配置されます。なお、毎月の勤務割り表は、国が定めた児童福祉施設最低基準に規定されている保育士配置基準に基づいて作成されます。

	人数	内資格者人数
施設長 (園長)	1 人	1 人
保育従事職員	9 人	9 人
調理員	1 人	1 人
嘱託医	阿部 俊夫 豊島区池袋 3-70-1	阿部医院 TEL. 03-3971-5570
嘱託歯科医	大山 登 豊島区長崎 2-14-15-1 階	大山登歯科医院 TEL. 03-5995-0080

(※職員数に変更があった場合、都度園に掲示しお知らせ致します。)

(職員研修体制)

- ① 既設園における O J T 実施
- ② 行政主催の各種研修に参加
- ③ 業界団体主催の研修などへの参加

(連携保育所について)

豊島区内の認可保育所と連携し、より充実した保育を行って参ります。

- 連携園 : 西池袋第二保育園
- 連携内容 : 園庭開放 : 2 歳児の運動遊びなどのための園庭利用
合同保育 : 集団保育の機会の確保
行事への参加 : 児童の社会性を育むための、大きい行事への参加

(自己評価) 当園は、年度末に、運営・情報管理・クラス運営・安全危機管理・食育・地域交流・子育て支援・研修等について自己評価を行い、次年度の事業計画に反映しています。

<ご利用規定>

(開園時間) 開園時間は、午前7時15分から午後7時15分の12時間となります。
(午後6時15分以降 在園児がいない場合は閉園となります。)

(取り扱う保育事業の種類)

- (1) 月極保育標準時間 (7時15分～18時15分の11時間/日)
- (2) 月極保育短時間 (8時30分～16時30分の8時間/日)
- (3) 延長保育(開園時間内のご利用) ※1歳未満のお子様は18時15分まで

(休日) 保育園の休日は、次のとおりとなります。

- (1) 土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 12月29日から1月3日までの年末年始
- (3) その他災害等によりやむをえず閉園される時

(慣れ保育の実施) 保育開始前に3週間程度の慣れ保育期間を設け、実施する場合があります。なお、期間については個別にご相談させていただきます。

(保護者が休みの日の保育について) 保護者の方がお休みの日は、家庭保育のご協力をお願いします。

(給食) 毎月献立表を作成し、栄養バランスの取れた給食を園で調理し提供いたします。なお、翌月の献立表を前月末にお渡しいたします。内容をご確認ください。離乳食に関しては、月齢に応じ、ご家庭で食していただいた食材を提供させていただきます。

<アレルギーについて>

- ・医師の指示書・アレルギー検査表を提出してください。
- ・医師の指示により省く必要のある食材がありましたら事前にお申し出ください。
- ・牛乳アレルギー、卵アレルギーについては原因食材を全除去対応としております。
- ・その他の食材によるアレルギーがある場合は、一部の献立をお弁当にて持参していただきます。(お弁当持参の場合、実費は自己負担となります)

<延長保育のおやつについて>

- ・保護者のお迎えが午後6時15分以降の場合、保護者と相談の上、午後6時30分以降におやつを提供します。

<有事に於ける調理が難しい場合の非常食対応について>

- ・調理師が急な体調不良やその他有事の場合、非常食対応を取らせていただく事もあります。

(保育中の怪我等) 保育中の怪我等に関しては万全の体制を整えていますが、万が一の怪我や事故に備え、1人1億円、1事故10億円を上限とする施設賠償保険に加入しております。なお、子供同士で起きうる些細な喧嘩やけがは集団生活での出来事、また、発育の課程としてご理解頂きますようお願い致します。

- (1) 保育中に容体の変化等があった場合はあらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医または主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- (2) 保護者と連絡がとれない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任をもってしかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。

(児童身体測定および健康診断) 児童の身体測定は毎月保育職員により行い、健康診断は年2回、歯科健診は年1回嘱託医の先生により園で行い、キッズリー（健診結果）にてお知らせします。

(健康状態) 体温は37.4℃以下が受け入れの基準とさせていただいております。保育中37.5℃以上を発熱と見なし、下痢・嘔吐の回数が多いなどお子さまの体調を見た上でお迎えをお願いすることがあります。その時は1時間以内にお越しいただきますよう、お願いします。

(投薬) 園での保育中は、投薬は原則としていたしません。ただし、お子様の主治医による投薬依頼書等をご提出いただいた場合に限り、必要な限りで投薬を実施することがあります。

(出席停止のお願い) 当園で定めた出席停止の感染症（次ページ参照）にかかった場合、出席停止となります。なお、医師より発行された治癒証明書により、出席可能となります。

感染症一覧

《登園時に医師の承諾が必要な感染症》

病名	主要症状	感染しやすい期間	登園のめやす
インフルエンザ	突然の高熱、のどの痛み、ふしぶしの痛み、だるさなどがみられる。	症状がある期間(症状が出る24時間前から症状が出た後の3日程度までが最も感染力が強い)	発症後5日(発熱した日を0日目とする)を経過し、かつ解熱後3日(解熱した日を0日目とする)を経過してから
麻疹 (はしか)	咳、目の充血、高熱が3～4日続き、4～5日目から全身に発しんが出る。きわめて状態が悪い。	症状が出る1日前から発しんが出た後4日後まで	解熱後3日(解熱した日を0日目とする)を経過してから
風疹	軽い発熱とともに全身に発しんが出る。首のリンパ節がはれる。	発疹が出る7日前から発しんが出た後7日くらい	発疹が消失してから
水痘 (みずぼうそう)	はじめ赤い発しん、もりあがって水疱になる。かゆみが強い。水疱は4～5日でかさぶたになる。発熱もみられる。	発疹が出る1～2日前から発疹がかさぶたになるまで	すべての発疹が痂皮化してから
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳の下がはれる。痛みがあり、触ると痛がる。発熱もみられる。	症状が出る3日前から耳下腺がはれた後4日まで	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になってから
咽頭結膜熱 (プール熱)	5日前後続く高熱、のどの痛み、目の充血がみられる。	発熱、目の充血などがみられる数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎 (はやり目)	目が充血し、まぶたのはれがみられ、涙や目やにが多く出る。片目だけにみられることが多い。	目の充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が強いため結膜炎の症状が消失してから
急性出血性結膜炎	強い目の痛み、目の充血や白目の出血がみられる。発熱や頭痛もみられる。	症状がある間(ウイルスは便から数週～数ヶ月排泄される)	感染の恐れがないと認められた後
結核	発熱、咳、食欲低下、呼吸困難などがみられる。	痰から菌が出なくなるまで	感染の恐れがないと認められた後
百日咳	特徴のある咳き込み(コンコンコンと咳き込んだ後にヒューと息を吸い込む)がみられる。	咳が始めて2週間くらい(抗菌薬を服用しない場合、咳が始めてから3週間を経過するまで)	特有の咳が消失するまでまたは5日間の適正の抗菌薬治療が終了した後
腸管出血性大腸菌 (O-157、O-26、O-111等)	激しい腹痛、水様の下痢がみられ、血便が出る。	症状がある間(適切な治療を受け、便に菌が出なくなるまで)	症状が治まり、かつ、抗菌薬治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認された後
髄膜炎菌性髄膜炎	咳や鼻水などからはじまり、高熱、激しい頭痛、嘔吐がみられ、首が硬く動きづらくなる。けいれんもみられる。	症状がある間(適切な治療を受け、菌が出なくなるまで)	感染の恐れがないと認められた後

○医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

(注)罹患した感染症に○を記入してください。

	病名	感染しやすい期間	登園のめやす
	溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24時間以上経過した後
	RSウイルス感染症	症状が出てから通常3~8日(乳幼児では3~4週も続くことがある)	症状が安定した後
	マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後	症状が安定した後
	ヘルパンギーナ	発症後数日間(便中には1か月程度ウイルスが出続ける)	解熱し、普段の食事がとれることを確認後
	手足口病	発症後数日間(便中には1か月程度ウイルスが出続ける)	解熱し、普段の食事がとれることを確認後
	伝染性紅斑(りんご病)	発疹出現前の1週間程度	全身状態が安定してから
	ウイルス性胃腸炎(ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	症状がある間と、症状消失後1週間程度(便中には数週間ウイルスが出続ける)	主な症状が消え2日経過してから
	帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発疹が痂皮化してから
	突発性発しん	発熱している間	解熱し、機嫌が良く全身状態が良くなってから

○医師の診断は必須ではないが、受診をおすすめする感染症

(注)医療機関への受診をせず、登園届を提出する際は、医療機関欄を空欄にしてご提出ください。

	病名	感染しやすい期間	登園のめやす
	伝染性膿痂疹(とびひ)	効果的治療開始後まで	皮膚が全て乾燥しているか、湿潤部位が被覆できる程度になってから
	アタマジラミ	産卵から最初の若虫が孵化するまでの期間は10~14日	駆除を開始後

- 証明書及び登園届は、園もしくは豊島区のホームページからもダウンロードできます。
- 感染症が疑われる場合は、登園前に受診し、集団生活の可否を確認してください。

(家庭との連絡・連携について) 家庭と保育園での生活がスムーズに流れるよう配慮し、児童の豊かな成長をご家族の方と一緒にあって見守り、また、助けてゆけるような保育を行うため、毎日の連絡帳や登園・降園時に保護者とのコミュニケーションを持つ事により情報交換をいたします。また、年一回の個人面談実施により、児童一人ひとりについて情報交換を行い、以降の保育に役立てます。

(防災(非常災害訓練)・防犯について) 月1回の非常災害訓練(防災マニュアルにより実施)を行い、非常時は、園長のもと、すみやかに避難できるよう準備しています。また、防犯マニュアルにより、各人の役割を職員に徹底いたします。

○消防計画 所轄消防署へ提出済み。

○防火責任者 園長 西迫 純

(緊急時避難場所) 大規模地震対策特別法に基づく警戒宣言等が発令されたときは、防災マニュアルに基づき児童の安全を優先に、速やかに下記場所へ避難します。なお、入園時に「緊急避難時児童引取カード」を各ご家庭2枚発行致します。また、このカードは毎日の登降園時

に使用します。忘れずにお持ち下さい。

- 緊急避難場所：立教大学 ○携帯電話：080-4053-3998
園の携帯電話に連絡がつかない場合はHP「お問い合わせ」より入力をお願い致します。

なお、園最寄りの警察署・消防署は

- ・警察署：池袋警察署 豊島区西池袋一丁目 7 番 5 号 TEL 03-3986-0110 (代表)
- ・消防署：池袋消防署 豊島区西池袋二丁目 37 番 8 号 TEL 03-3988-0119 (代表)

(職員の健康管理) 職員の健康診断は、採用時および年 1 回行います。また、毎年 1 1 月にはインフルエンザの予防接種、適時に新型コロナウイルス予防ワクチン接種を行います。

(衛生管理について) 調理員および保育職員は、毎月腸内細菌検査を実施いたします。また、保育上の衛生管理では、こまめな手洗い、オムツ替え後の手洗い・手指消毒・毎日の玩具の消毒の実行。調理上の衛生管理では、衛生管理マニュアルを備え、「食品衛生自主管理点検表」等で食中毒の出ないよう管理・予防いたします。

(苦情申立及び要望・提案集約) 苦情は、都度園長により承ります。又、ご要望等については保護者会等で話し合います。さらに、苦情・ご要望・ご提案を園側が集約できるようにするため「意見箱」を施設に設置しておりますのでご利用下さい。また、直接お申し出頂く際の担当の設置および保育所以外の苦情申立やご要望等の受付窓口として第三者委員は下記の通りとなります。

受付担当者：各職員	解決責任者：園長
第三者委員：斉藤あつし（看護師、社会福祉士）	
042-341-0915（10時～17時）	090-1046-6484

更に、区の相談窓口があります。

豊島区 保育課	
豊島区南池袋 2-45-1 本庁舎	電話 03-4566-2498

(豊島区への届出・留意事項)

下記(1)-(4)の事由に該当する保護者の方は、豊島区への届出及び確認が必要になります。該当される保護者の方につきましては、豊島区発行の入園案内等をご確認のうえ、必要な手続きを行っていただきます。

- (1) 転職、退職など保育を必要とする状況などが変わった場合
- (2) 長期欠席の場合(1か月間通所出来ないと見込まれる場合)
- (3) 育児休業取得中に申し込みをして入園した場合
- (4) 出産を理由に入園した場合

(個人情報保護) ドリームキッズにし池袋保育園における個人情報の保護の方針
有限会社 COCO およびドリームキッズにし池袋保育園は、園児および保護者・家庭に関する個人情報の取り扱いについて『個人情報の保護に関する法律』(以下、『個人情報保護法』と呼ぶ。)及び関連法令等を遵守し、下記の方針に基づいて個人情報の保護に努めます。

(基本理念)

1. ドリームキッズにし池袋保育園(以下「当園」という)では、『個人情報保護法』第3条において「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものである」とされていることを踏まえて、個人情報を取り扱う全ての者が、個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取り扱いを図ります。

(個人情報の利用目的)

2. 当園では、保護者より口頭もしくは文書により提供を受けて得た個人情報、又は日々の保育業務や保護者会を通して得た個人情報を、『児童福祉法』および厚生労働省編『保育所 保育指針』が示している保育所保育の円滑な実施以外の目的で使用することはありません。

監督官庁への各種届出、法律に定めるところの必要書類作成、各種募集等、情報主体の利益享受及び権利の行使に必要と認められる場合は、正当な目的に限り使用します。

具体的には

- (1) 園児募集並びに入園に関する業務
- (2) 保護者との連絡に関する業務
- (3) 園児の保育に関する業務
- (4) 園児の記録管理に関する業務
- (5) 園児の健康状態把握に関する業務
- (6) 卒園児の確認に関する業務

とします。

(収集する個人情報の種類)

3. 当園では、園児を保育するにあたり、入園までの生活状況・健康調査・健康診断書等、必要最低限の情報は収集させていただきます。

個人情報の提供を依頼する時は、その収集目的、提供拒否の可否を明確にし、適正に使用します。

(個人情報の第三者への提供の制限)

4. 当園では、『個人情報保護法』第23条に規定されている下の各号に該当する場合を除いて、保護者の同意を得ないで第三者に個人情報(個人データ)を提供することはありません

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は園児の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であり、本人の同意を得ることが困難な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

(個人情報の管理)

5. 当園は、利用する個人情報(個人データ)を正確かつ最新に保つよう努めるとともに、漏洩(ろうえい)滅失、又は毀損(きそん)の防止、その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。また、利用目的を失した個人情報については、法令等に定めのあるものを除き、確

実かつ速やかに消去するものとします。

(秘密保持) 事業者及びその従業員（であった者も含む）は、保育事業に関して知り得た児童及びその保護者等の秘密を、法律に定められた場合等、特段の理由がない限り他に漏らしません。

(虐待防止) 事業者は、区の指導の下、利用者（主に児童）に対する虐待を早期に発見し、迅速かつ適切な対応を図るため次の措置を講じるものとします。

(1) 事業者は虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止責任者	園長 西迫 純
---------	---------

(2) 従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施。

詳細な虐待防止マニュアルを用い、職員会議などの際に全職員に徹底いたします。

(全体的な計画 ※旧称：保育課程) 別途、園より配布致します。

(年間保育計画) 別途、園より配布致します。

(1日の流れ)

	0歳 (個々のリズムに合わせるためおおよその目安)	1歳	2歳
7:15～	順次登園		
	乳児室にて自由遊び	自由遊び	
9:00	出欠確認・水分補給		出欠確認・水分補給
9:20	外気浴		お散歩
11:00 (10:40)	10:40 離乳食 (ミルクは個々のリズムに合わせる)		昼食
12:00	午 睡		
15:00	起床・水分補給 (おやつは後期食から)		起床・おやつ
15:30	外気浴・自由遊び		公園で外遊び・ リズム遊び・自由遊び
16:00～	順次降園		
18:30	補 食		

*水分補給・おむつ替えは個々に合わせてその都度 行っています。

(保育料等)

<p>(1) 基本保育料 月額保育料は、豊島区によって保護者宛に交付される<u>保育料決定通知書記載の額をLINEアプリからキャッシュレス決済（又は、金融機関へのお振込）にてご入金をお願いします。毎月月初に当月分のご請求をさせていただきます。</u> ※詳細につきましては、別紙にてお知らせいたします。キャッシュレス決済をご利用されない方はお声がけください。</p> <p>(2) 延長保育料 都度延長保育を利用される<u>標準認定・短時間認定の方は、1時間毎に400円となり、園より通知された利用額を、当月初までに各種支払い方法にて決済して下さい。また、標準時間認定の方で、月極（定額）の延長保育を利用されたい方は、定額延長保育利用申込書にて前月末までにお申し込みいただき、月額4000円を当月初までに各種支払い方法にて決済して下さい。</u> ※A,B階層に該当される方からの延長保育料は徴収いたしませんので、延長保育料減免申請書をご提出ください</p> <p>(3) 販売品（必要な方はご購入下さい）</p> <p style="padding-left: 40px;">○お散歩時帽子（入園時1ヶ無償配布。追加として1ヶ980円）</p> <p><補 足></p> <p>(1) 基本保育料でご利用できる時間は、1日については、午前7時15分～午後6時15分の最大11時間、1週間については月～金の5日間です。</p> <p>(2) 標準時間認定の方の延長保育時間は、午後6時15分～午後7時15分です。</p> <p>(3) 短時間認定の方の延長保育時間は、午前7時15分～午前8時30分および午後4時30分～午後7時15分です。</p> <p>(4) 保育料は消費税非課税です。</p> <p>(5) 法定代理受領 事業者は、保護者に代わって、豊島区に請求した特定地域型保育給付費（公定格から保育料を差し引いた額）の受領額を通知します。</p> <p>(6) おむつ・おしりふきについては実費徴収させていただく場合もあります。</p>
--

(入園時に必要な書類)

1. 児童票	< コピーをご用意ください >	豊島区の指定の書類がある場合は、その書類をご用意頂きます。
2. 入園までの生活状況		
3. 契約書（2部）		
4. 重要事項説明書（2部）		
5. 健康診断書		
	6. 就労証明書 7. 豊島区からの保育決定通知書 8. 保険証 9. 乳児医療証	
※ 入園後、保険証・医療証等が更新されたら、必ず更新後のコピーを提出して頂きます。		

保護者様記入欄（お手数ですが、重要事項説明書2部にチェックをお願いします）

- | | |
|--|-----------------------------|
| ① 「企業理念・保育理念・保育目標・保育方針」についてご確認いただきましたか | はい <input type="checkbox"/> |
| ② 「事業者」「保育園の概要」についてご確認いただきましたか | はい <input type="checkbox"/> |
| ③ 「施設・設備の概要」についてご確認いただきましたか | はい <input type="checkbox"/> |
| ④ 「開園時間・保育事業の種類・休日」についてご確認いただきましたか | はい <input type="checkbox"/> |
| ⑤ 「慣れ保育・給食」についてご確認いただきましたか | はい <input type="checkbox"/> |
| ⑥ 「保育中の怪我等」についてご確認いただきましたか | はい <input type="checkbox"/> |
| ⑦ 「身体測定・健康診断・健康状態・投薬」についてご確認いただきましたか | はい <input type="checkbox"/> |
| ⑧ 「出席停止のお願い」についてご確認いただきましたか | はい <input type="checkbox"/> |
| ⑨ 「家庭との連絡・連携」についてご確認いただきましたか | はい <input type="checkbox"/> |
| ⑩ 「防災・防犯・緊急時待避場所」についてご確認いただきましたか | はい <input type="checkbox"/> |
| ⑪ 「職員の健康管理・衛生管理」についてご確認いただきましたか | はい <input type="checkbox"/> |
| ⑫ 「苦情申立・要望・提案集約」についてご確認いただきましたか | はい <input type="checkbox"/> |
| ⑬ 「豊島区への届出・留意事項」についてご確認いただきましたか | はい <input type="checkbox"/> |
| ⑭ 「個人情報の保護」についてご確認いただきましたか | はい <input type="checkbox"/> |
| ⑮ 「秘密保持・虐待防止」についてご確認いただきましたか | はい <input type="checkbox"/> |
| ⑯ 「1日の流れ」についてご確認いただきましたか | はい <input type="checkbox"/> |
| ⑰ 「保育料等」についてご確認いただきましたか | はい <input type="checkbox"/> |
| ⑱ 「振込先」についてご確認いただきましたか | はい <input type="checkbox"/> |
| ⑲ 「入園時に必要な書類」についてご確認いただきましたか | はい <input type="checkbox"/> |

ご確認ありがとうございました。

以上、ドリームキッズにし池袋保育園重要事項説明書の内容を確認いたしました。

令和 年 月 日

保護者氏名

印

2024. 4. 1 改正